平成２２年（フ）第９１号
兵庫県宝塚市山本台３丁目13番７号、前住所兵庫県宝塚市山手台西２丁目７番12号
債務者　関西事業部こと　小谷健太郎
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第９２号
兵庫県宝塚市山本台３丁目13番７号、前住所兵庫県宝塚市山手台西２丁目７番12号
債務者　小谷　尚美（旧姓橘）
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１３７号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目４番29号Ｂ101、前住所兵庫県宝塚市安倉中２丁目６番22―406号
債務者　武田　純子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３６号
兵庫県美方郡新温泉町丹土654番地の１
債務者　羽田たけ子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
愛媛県松山市祓川１丁目１番７号　祓川ハイツ301号
債務者　濱田　　悟
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１６８号
愛媛県東温市見奈良1067番地
債務者　山則三知臣
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１１０号
福岡県三井郡大刀洗町大字甲条1003番地１
債務者　牛島　良美
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第６７９号
宮崎市京塚１丁目３番９号　京塚アパート102号
債務者　髙井　信幸
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６８２号
宮崎市橘通西１丁目５番36号
債務者　鶴薗真知子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９号
宮崎市生目台西２丁目３番地１　県営住宅12棟11号
債務者　西田　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１４号
宮崎市橘通西２丁目７番５号、前住所宮崎市清水３丁目８番７号　日興ビル305号
債務者　岡本　一成
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１号
鹿児島県奄美市名瀬平松町１番地２―２―306号、住民票上の住所鹿児島県奄美市名瀬大字小宿143番地10
債務者　宮田絵美香
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第２３号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町17番地１―１―506号
債務者　大野　理恵（旧姓作田）
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第１７９号
大分県別府市大字鶴見4546番地の49
債務者　賀来智恵美
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８９６号
名古屋市昭和区伊勝町２丁目57番地
債務者　津坂　淑子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０号
兵庫県淡路市下田67番地22、従前の住所静岡県牧之原市相良257番地６　コーポヤマグチ203
債務者　森　みつ代
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第４号
高知市桜井町１丁目８番17号　煉瓦の家ＳＡＫＵＲＡＩ205号
債務者　金山こと　徐　　知澤
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　高知地方裁判所破産係